

報告第1号

令和5年度阪神水道企業団水道事業会計
予算繰越報告について

地方公営企業法第26条第3項の規定により、令和5年度阪神水道企業団水道事業会計予算の繰越計算書を次のとおり報告する。

令和6年8月6日

阪神水道企業団
企業長 吉 田 延 雄

令和5年度阪神水道企業団水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳		不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						企業債	損益勘定留保資金			
資本的支出	建設改良費	大道取水場4期導水A-5号用エンジン設置工事	円 676,500,000	円 26,510,000	円 649,990,000	円 0	円 649,990,000	円 0	円 0	設計内容の変更により工程を見直したため。
		大道取水場冷暖房機取替工事	2,085,000		2,085,000	0	2,085,000	0	0	入札不調により契約手続に時間を要したため。
		猪名川浄水場改修工事その3	526,100,000	197,343,960	328,756,000	0	328,756,000	40		関係機関との協議に時間を要したことにより工程に遅延が生じたため。
		猪名川浄水場制御機器用冷却装置取替工事	28,770,000		28,770,000	0	28,770,000	0	0	入札不調により契約手続に時間を要したため。
		甲東ポンプ場改修工事基本検討業務委託	27,500,000	0	27,500,000	0	27,500,000	0	0	検討内容の変更により工程を見直したため。
		甲東ポンプ場受配電設備取替工事及び受電棟築造工事	27,500,000	0	27,500,000	0	27,500,000	0	0	関係機関との協議に時間を要したことにより工程に遅延が生じたため。
		配水管更新工事その2	434,500,000	146,048,600	288,451,000	199,000,000	89,451,000	400		関係機関との協議に時間を要したことにより工程に遅延が生じたため。
		無線電話装置取替工事	7,002,000	0	7,002,000	0	7,002,000	0	0	設計内容の変更により工程を見直したため。
計		1,729,957,000	369,902,560	1,360,054,000	199,000,000	1,161,054,000	440	0		

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳		不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						企業債	損益勘定留保資金			
資本的支出	建設改良費	猪名川浄水場送水ポンプ4号取替工事	円 331,143,000	円 96,359,169	円 154,440,000	円 0	円 154,440,000	円 80,343,831	円 0	一部機器の納期が遅れたことで工程に遅延が生じたため。
		猪名川浄水場送水ポンプ10号取替工事	589,542,000	25,176,800	389,160,000	0	389,160,000	175,205,200	0	一部機器の納期が遅れたことで工程に遅延が生じたため。
計		920,685,000	121,535,969	543,600,000	0	543,600,000	255,549,031	0		

参考

地方公営企業法（ぬきがき）

（予算の繰越）

第26条 予算に定めた地方公営企業の建設又は改良に要する経費のうち、年度内に支払義務が生じなかつたものがある場合においては、管理者は、その額を翌年度に繰り越して使用することができる。

2 前項の規定による場合を除くほか、毎事業年度の支出予算の金額は、翌事業年度において使用することができない。ただし、支出予算の金額のうち、年度内に支出の原因となる契約その他の行為をし、避け難い事故のため年度内に支払義務が生じなかつたものについては、管理者は、その金額を翌事業年度に繰り越して使用することができる。

3 前2項の規定により予算を繰り越した場合においては、管理者は、地方公共団体の長に繰越額の使用に関する計画について報告をするものとし、報告を受けた地方公共団体の長は、次の会議においてその旨を議会に報告しなければならない。